

○三重県市町村職員共済組合施設管理運営規則

〔平成14年5月27日〕
〔三職共規則第6号〕

改正 平成18年5月23日三職共規則第8号

（目的）

第1条 この規則は、地方公務員等共済組合法第112条及び三重県市町村職員共済組合定款第39条の規定に基づき、組合員及びその家族の保健、保養及び教育に資するための施設の運営について定める。

（施設の名称及び設置場所）

第2条 組合の施設の名称及び設置場所は次のとおりとする。

- (1) 名 称 三重市町村会館
設置場所 三重県津市万町津173番地
- (2) 名 称 志摩保養所サンペルラ志摩
設置場所 三重県志摩市磯部町の矢314番地

（施設の経費）

第3条 施設の維持、運営に要する費用は、毎年度の事業計画及び予算に定める。

（保養所の管理運営）

第4条 志摩保養所サンペルラ志摩（以下「保養所」という。）の管理運営業務は、保養所の管理運営業務について知識、経験等を有し適当と認められる者（以下「保養所業務受託者」という。）に委託することができる。

- 2 前項の保養所業務受託者は、組合会の議決を経て理事長が定める。
- 3 組合は、前項の委託をする場合は、保養所業務受託者に対して保養所の管理運営に関する法令及び関係諸規定を遵守させるとともに、その目的趣旨を十分認識させ、施設及びその利用者の安全に関する万全の措置を講じさせなければならない。
- 4 前3項のほか保養所の管理運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

（利用資格）

第5条 保養所を利用できる者は、組合員及びその家族とする。ただし、収容能力

に余裕がある場合はこの限りでない。

（利用の申込）

第6条 保養所を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、事前に保養所に直接申込みものとする。ただし、緊急に利用の必要が生じたときはこの限りでない。

（利用の承認）

第7条 組合は、利用の申込があったときは、志摩保養所サンペルラ志摩宿泊約款（以下「約款」という。）第4条各号に定める事由に該当しない限り利用を承認するものとする。

（申込の取消又は変更）

第8条 申込者が利用申込の承認を得た後その申込の取消又は申込事項を変更しなければならない事由が生じたときは、直ちにその旨を保養所へ届けなければならない。

2 申込の取消又は変更により生じた保養所の損害については、その損害額を弁償しなければならない。ただし、正当と認められる事由によるものについては、その額の一部又は全部を免除することができる。

（利用者の遵守事項）

第9条 保養所を利用する者は、この規則及び約款並びに志摩保養所サンペルラ志摩利用規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 門限は、午後10時とする。
- (2) 午後11時から午前6時までは従業員を使用しないこと。
- (3) 施設又は備品等を破損又は喪失させないこと。
- (4) 火災予防に協力すること。

2 前項第1号及び第2号については、事前に承認を受けたとき又は緊急やむを得ない事由によるときはこの限りでない。

3 組合は、前2項の規定に違反した者に対し、保養所の利用を拒否し、又は故意若しくは過失により保養所内の器物を破損又は喪失させた者に対しては、これを弁償させることができる。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、三重市町村会館及び保養所の利用等の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 三重県市町村職員共済組合宿泊施設運営規則（昭和37年三職共規則第5号）は廃止する。

附 則（平成18年5月23日三職共規則第8号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。